

令和2年度事業報告

1 概要

令和2（2020）年度は、「第五期中期計画」の中間年度にあたり、法人初の入所施設である希望の丘はだのの開所、津久井やまゆり園の再生を実現する令和3（2021）年8月から新・津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園の指定管理者申請、法人事務局の秦野精華園への移転など、法人の将来に向けたエポックメイキングの年となった。

新・津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園の指定管理について、法人は、12月14日に事業計画書等の申請書類を提出した。12月25日に指定管理者評価委員会による面接評価（プレゼンテーションと質疑応答）が行われたが、委員からガバナンスを指摘する意見が出され、令和3年1月14日に、「理事について次期改選期に抜本的改革を行う」旨のレポートを提出したことにより、評価委員会の評価、神奈川県議会の議決を経て、3月26日に神奈川県から指定管理者として指定された。

このほか、津久井やまゆり園では、令和3年4月に利用者の移行先をお知らせするため、年度後半において多い日は6～7件もの担当者会議と検討会議を開催するなど、急ピッチで意思決定支援を進めた。また、令和2年4月に新グループホーム「つくいこホーム」を開所し、年度内には7名の定員が満室となり、うち津久井やまゆり園から4名が移行した。

このように、神奈川県と法人の連携のもと、津久井やまゆり園再生基本構想に掲げた「利用者の意思決定支援」「利用者が安心して安全に生活できる場の確保」「利用者の地域生活移行」が実現されたことは特筆すべき事項である。

法人は、令和2年10月に秦野精華園内に事務局を移転した。これは、秦野精華園が平成29（2017）年4月に県から移譲されて法人立施設となったことによって可能になったものであり、平成21（2009）年4月に厚木市下荻野に移転してから11年半ぶりの引っ越しにより、定款に定める主たる事務所の所在地（秦野市南矢名三丁目2番1号）に戻った。

希望の丘はだのは、計画どおり令和2年4月に開所することができ、秦野精華園との組織再編が行われた。しかし、入所者の確保に努めたにもかかわらず、定員を充足するには至らず、結果として年度を通して欠員が生ずる結果となった。

厚木精華園は、（福）敬和会と連携・協力し、令和2年4月に旧荻野公民館における相談支援事業を開始した。

愛名やまゆり園は、令和2年1月の虐待認定を受けて、3月に第三者による虐待事案検証委員会を設置した。同委員会は、7回の開催を経て8月に報告書を取りまとめ、園では、その報告書を踏まえて虐待予防計画を策定し、同計画に記載する行動計画に取り組んだ。

新型コロナウイルス感染症は、令和2年度に第1波～第3波の感染拡大があり、2回の緊急事態宣言が発令された。厚木精華園では、12月に生活2課の利用者と職員が感染し、その後、クラスターが発生して利用者16名、職員10名が感染する事態が生じたが、ゾーニングと感染対策を徹底したことにより、他の部署に拡大することなく収束した。津久井やまゆり園でも、生活1課職員2名が感染したが、その後拡大することなく収束した。

2 法人三大プロジェクト

(1) 津久井やまゆり園の再生

ア 意思決定支援の推進

コロナ禍の中、感染防止対策をしながら、利用者の支援を工夫し、意思決定支援を継続してきた。また、意思決定支援の会議については、電子会議も取り入れ、支援が滞らないような対策を神奈川県と協力して講じた。11月～12月にかけて、全利用者に対して今後の住まいの場の設定に係る意思決定支援の方向性を検討する意思決定支援検討会議を開催し、利用者それぞれの居住に関する意思の確認を実施した。また、居住に関する意思の確認後も、本人の望む生活の実現に向けた利用者それぞれの意思決定支援は継続して実施した。

●意思決定支援の進捗状況

意思決定支援検討会議を実施した方の報告書を意思決定支援担当が作成した。

全員分の報告書が完成した後、県が結果を集約し、新施設（津久井・芹が谷）を利用される方について、令和3年4月12日～13日に県担当者から本人へ手渡しで結果を伝え、その後、家族・後見人へ結果が郵送された。また、他園の利用者については、同様な形で順次進めていくとのことである。

今後は、利用者の引越し前後で担当者会議を設けていく。また、意思決定支援を基にサービス等利用計画と個別支援計画の連動を図っていく。

イ 津久井やまゆり園新施設建設に係る県への情報提供

津久井やまゆり園の整備にあたっては、初度調弁において、指定管理者の物品の維持管理更新業務や既存品の活用といった基本的な考えの下、購入物品の要望や園内の物品の状態についての情報の整理を県との打合せを通して実施した。

芹が谷やまゆり園の整備については、8月以降の相模原市から横浜市への管轄の移行に伴い、申請に必要な情報の提供や、横浜市による現地視察の対応に協力した。

ウ 新施設への円滑な移行

園内で新施設での支援体制構築に向けたプロジェクト（“スマイルプロジェクト”）において、ユニット編成や日中活動の在り方についての検討や、新施設における入浴支援を試行的に実施し、主要会議の場で、課題の整理や情報の共有を図った。

エ 地域生活移行の推進と地域生活支援の充実

福祉サービス第三者評価をグループホーム5ヵ所で受審した。結果を今後のグループホーム支援体制の充実やサービスの質の向上に結びつけ、より個別性を尊重とした支援を図っていく。

令和2年4月1日に新グループホームが開所したが、新型コロナウイルスの関係で意思決定支援検討会議をはじめ体験利用が停滞することもあり、支給決定を受けた体験利用及び日中活動先の利用等を縮小しながら進め、新グループホームが満床となるのに年度末までかかった。今後もグループホームの見学や体験を進め、地域生活移行の推進や居住の場の選択肢を広げ、利用者一人ひとりのニーズに応じていく。

オ 津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園の指定管理について

津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園の指定管理について、神奈川県は、10月30日から指定管理者申請の受付を開始し、法人は、理事長をトップとする幹部職員で構成する津久井やまゆり園再生コア・メンバー打合せを開催して精力的に作業を行い、12月14日に事業計画書、再発防止策、実績報告と自己評価等の申請書類を提出した。12月25日に指定管理者評価委員会による面接評価（プレゼンテーションと質疑応答）が行われたが、委員からガバナンスを指摘する意見が出され、法人は、利用者支援の継続を最優先すべきと判断し、令和3年1月14日に、「理事について次期改選期に抜本的改革を行う」旨のレポートを提出したことにより、評価委員会の評価、神奈川県議会の議決を経て、3月26日に神奈川県から指定管理者として指定された。

(ア) 主な経緯

年月日	内 容
令和2年 3月17日	県議会予算委員会において、知事は、一定の条件のもと、令和4年度末まで非公募で津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園の指定管理者をかながわ共同会とする旨を提案。
10月30日	県は、非公募による津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園の指定管理者申請受付を開始。
12月14日	法人は、事業計画書（津久井やまゆり園・芹が谷やまゆり園）等の申請書類を県に提出。
12月25日	指定管理者評価委員会は、面接評価（法人によるプレゼンテーションと質疑応答）と審議を実施。
12月28日	県は、県福祉子どもみらい局長名の文書「評価委員会への書類提出について（依頼）」により、求める水準イメージに対する法人の考えを示すレポート等の提出を依頼。
令和3年 1月12日	法人は、「理事について次期改選期に抜本的改革を行う」旨のレポートを県に提出。
1月14日	評価委員会は、面接結果等に基づき、評価点を決定し、「指定管理者評価委員会評価報告書」を作成。
2月1日	知事は、定例記者会見において、津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園について、かながわ共同会を指定管理者候補に選定した旨を発表。
3月23日	かながわ共同会を津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園の指定管理者として指定する議案を議決。
3月26日	県は、かながわ共同会からの申請に対し、津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園の指定管理者として指定する旨を指令。

(イ) 次期改選期における理事の抜本的改革の具体的内容

次期改選期である令和3年6月の定時評議員会終結の時をもって、理事長、常務理事、理事兼津久井やまゆり園長の3名が理事を退任する。

(ウ) 評議員からの意見

令和3年3月17日開催の評議員会において、評議員から、次期改選期に理事3名が退任することについて、県の指定管理者制度の運用や指定管理者評価委員会の権限等に対する厳しい意見が相次いだ。

法人は、議事録を取りまとめ、4月15日の定例打合せにおいて県に伝えた

(2) 秦野精華園と「希望の丘はだの」の円滑な運営

ア 新施設「希望の丘はだの」新築工事

令和2年4月8日までに新施設利用者の「希望の丘はだの」への転居作業を完了し、4月第2週から新施設における支援体制を開始した。

秦野市本町に設置していた地域支援部（居宅介護・相談支援・地域生活支援）の事務所については、3月1日から「希望の丘はだの」事務所で仮稼働を開始していたが、4月1日には旧事務所に残っていた相談支援も移転を完了し、すべての事業を「希望の丘はだの」で実施できた。

新型コロナウイルス感染防止対策のため、3月に開催の延期を通知した内覧会及び竣工式については、新型コロナウイルスの状況を見ながら支障がないと判断できた場合に改めて開催を予定していたが、状況の好転が見られなかったため、9月に中止の通知を行い、以降、少人数での見学等の受入れ対応とした。

イ 秦野精華園と「希望の丘はだの」の円滑な運営

秦野精華園では、平成29(2017)年度からの法人立運営への移行と定員の小規模化、生活環境改善の一環として居室個室化を実施した関係で、新規利用者の受け入れを令和元年度末まで見合わせる対応を取っていた。

また、障害特性等から手厚い支援環境を必要とする方については、県立施設や指定管理施設への移行を県や法人と相談しながら調整していた。

こうした関係で、令和2年4月の秦野精華園と希望の丘はだのの2施設支援体制は、4月スタート時、施設入所の利用現員は、秦野精華園定員60名に対し55名、希望の丘はだの定員40名に対し30名という欠員状況での開所となった。

円滑な運営に向けて、新規利用者の受け入れ促進を図る対応が急務であったが、令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染防止のため、見学者受入れ、体験実習等を自粛する対応となった。また、前年度19ヶ所に行った特別支援学校や児童養護施設等の訪問PR活動も受入れ側の自粛が続き、実施が難しかった。

年末の第2回緊急事態宣言の解除以降は、両施設において積極的に施設見学者を受け入れ、緊急の短期入所希望者との面談を再開した。並行して、感染防止対策の強化を図りながら、入所希望者の体験利用を再開し、利用者確保と短期入所利用率の向上に取り組んだ。

こうした取組みにより、秦野精華園については、令和3年1月に定員60名と短期枠による緊急受入者3名への支援体制となった。

希望の丘はだのについては、新規利用希望者や次年度利用希望者の女性の希望比率が多くなっていくが、女性定員10名は開所当初から満床であったため、新規の受入れができない状況にあった。男性利用希望者については、ユニット支援体制での生活が

難しいと想定される方の希望が多く、利用に繋がるのが難しかった。

今後に向けて、秦野精華園においては、短期入所稼働率向上に向けて、女性短期枠で被虐待等緊急短期利用者の受け入れを推進している。希望の丘はだのでは、男性利用者の地域生活への移行のタイミングで、増加傾向にある女性利用希望者の受け入れに対応するため、「男性 30 : 女性 10」の受入れ比率を「男性 20 : 女性 20」の比率に変更するユニットの再編を 3 月末までに完了させた。

(3) 地域における公益的な取組の推進

ア 「みんなの食堂」の開設（秦野精華園を中心に検討）

新型コロナウイルス感染症の本施策進行への影響が懸念されているが、近隣の「子ども食堂」を支援する秦野市内の団体、市社会福祉協議会など関係機関との連携による次年度内実施に向けた関係者会議を実施した。

旧ラポール棟は、厨房壁工事、旧店舗看板撤去が必要であり、次年度早期に工事見積を取り、連携予定の秦野市内団体・市社会福祉協議会との費用分担等の交渉を予定している。

子ども食堂（みんなの食堂）として、複数団体が連携運用する際に発生する諸課題を保健所等関係機関に相談しながら、解決したい。

地域や対象となる子どもらのニーズ、また食堂機能にどのような福祉的支援を加味すればよいのか検討を急ぐ。

イ 成年後見制度推進のための法人後見の実施（厚木精華園が事務局となって検討）

法人後見の活用等に関する検討プロジェクトの 2 年計画の 2 年目として取り組んだ。

令和 2 年度当初は、新型コロナウイルス感染拡大状況にあり活動ができなかったが、令和 2 年 8 月 3 日に、実際に法人後見に取り組んでいる NPO はだのを訪問した。NPO はだのでは、利益相反の関係から、今まで一緒に行っていた相談事業を一般社団法人に移管したこと、被後見人によっては報酬が出ない方もいて、報酬だけでは運営できず、秦野市からの補助があって収支が成り立っていることや法人後見事業の実施状況等の説明を受けた。

令和 3 年 2 月、厚木市社会福祉協議会からの市内入所施設運営法人に対する法人後見に関するアンケート調査に「利益相反の関係から、別組織による運営及びその予算確保が課題である」と感じていることを記載。

厚木市では、令和 2 年度から厚木市権利擁護支援センターが成年後見推進に係る中核機関として位置付けられ、厚木市成年後見制度利用促進協議会が組織され、年 2 回開催された。法人からは厚木市障害者基幹相談支援センターゆいはあと及び厚木地区知的障害施設連絡会の代表として厚木精華園が構成団体の一つとして参画した。

法人後見の推進にあたり、引き続き厚木精華園が窓口となり、厚木市社会福祉協議会及び厚木市権利擁護支援センターに協力していくとともに、法人各事業を利用していただいている利用者の後見人選任手続きの支援を継続していく。

月 日	内 容
8 月 3 日	NPO はだのを訪問し、法人後見の実情について説明していただく。

10月28日	第1回厚木市成年後見制度利用促進協議会へ出席（厚木精華園）。
2月10日	厚木市社会福祉協議会のアンケート調査に回答（郵送）。
3月5日	第2回厚木市成年後見制度利用促進協議会（厚木精華園） ※コロナのため書面開催となり、意見書を郵送で提出。

ウ 各園の地域における公益的な取組（主なもの）

園	取組内容
秦野・希望	<ul style="list-style-type: none"> ・養護学校生及びグループホーム希望者への日中活動の場としての通所体験の提供（令和2年度は利用希望者のみ受入れ）。 ・グループホーム設置に向けた見学の受入れや相談会への対応（令和2年度は自粛） ・宿矢名地区資源回収活動（利用者自治会活動として参加） ・市内一斉美化作業（利用者自治会活動として参加）
厚木	<ul style="list-style-type: none"> ・地元自治会による地域美化活動、草刈り作業に参加。 ・厚木市と荻野地区自主防災隊連絡協議会による防災訓練に参加。
愛名	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホームで七夕やハロウィンイベントを開催し、地域住民と交流する。 ・近隣保育園へ、園内の畑で収穫された芋を届ける。
津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・すこやかサービス（地域事業所向けの普通救命講習） ・上永谷駅周辺清掃（港南区委託事業） ・ペットボトルキャップ回収を通じた子どもワクチン支援 ・入所者の望む生活の実現に向けて見学、体験の実施。

3 重点施策（法人三大プロジェクトに記載した施策を除く。）の取組状況

（1）法人事務局・統括管理室

柱1 利用者本位の支援

① 身体拘束ゼロに向けた取組みの推進

法人全体で統一した対応が徹底されるよう身体拘束等行動制限取扱要領の改訂を進め、情報統一を図り、要領・フローチャートの整備を行った。併せて体制強化を図り、各園に行動制限判定会議を設置し、適正な検証・評価がなされる仕組みを確立した。これらの取組みにより、職員の身体拘束に関する認識も高まり、身体拘束に頼らない支援構築に向けた検討がなされるようになり、具体的な解除に向けた取組みが進んだ。

昨年度から実施している法人内内部監査を継続実施し、職員とのディスカッションも含めた取組みを通じ、各園の課題や改善点をフィードバックし、風通しの良い組織づくりに繋げた。

柱2 地域貢献と「ともに生きる社会」の実現

① 津久井やまゆり園事件の犠牲者の追悼と「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発

毎月26日を「法人祈りの日」と定め、法人内各事業所等で命の大切さを考えたり、事件で犠牲になった方を偲ぶ時間を設けるなど、継続して取り組んだ。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、追悼に係る行事は縮小を余儀なくされた。令和2年7月、津久井やまゆり園が谷園舎会議室において規模を縮小して「追悼のつどい」を執り行い、県・相模原市・法人の三者共催の「津久井やまゆり園事件追悼式」は開催の代わりに、事件でお亡くなりになられた方々に哀悼の意を捧げるため神奈川県ホームページに理事長、園長の追悼の言葉を掲載した。

各園が発行する令和元（2019）年度事業概要に「ともに生きる社会かながわ憲章」を掲載し、憲章の普及啓発に取り組んだ。

② 純資産を活用した地域における公益的な取組の推進等

令和2年度は、津久井やまゆり園における意思決定支援担当相談支援員の増員及び新施設建設担当職員の配置、また、業務執行体制の強化や執務環境の改善等を目的とした法人事務局の秦野精華園への移転にかかる費用等に積立金を活用した。

柱3 人材の育成・確保と職員の処遇改善

① 職員の処遇改善

人事考課制度による昇給や、従来の福祉・介護職員処遇改善加算の算定による一時金の支給等の賃金改善に加え、令和2年度は新たに福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定する届出をし、同加算の対象となる事業及び職種の職員に対して同加算の要件に基づく一時金の支給による賃金改善を行うとともに、同加算の対象とならない職員についても法人の自己資金により加算対象職員と同様の賃金改善を実施した。

② 年休取得の促進

厚生労働省の令和2年就労条件総合調査によると、平成31・令和元年（又は平成30会計年度）の年次有給休暇（年休）の付与日数は平均18.0日、取得日数は10.1日、取得率は56.3%となっている。

厚生労働省と共同会は対象期間が異なるため、単純に比較できないが、令和元年度の取得状況は、取得日数、取得率ともに厚生労働省の調査による数値を上回っていた。また、令和2年度の年休取得状況は次のとおりである。

労働基準法改正による年5日の年休取得については、2年連続して100%達成した。

令和2年度に夏季職免を廃止したことから、夏季期間に連続して年休取得ができるよう事務連絡を発出した。

●年休取得状況

	付与日数	取得日数	取得率
令和元年度	18.4日	12.8日	69.1%
令和2年度	18.3日	11.6日	63.2%

●令和2年度における年5日以上の子休取得状況

	年休10日以上		
	付与者数	うち5日以上 取得者数	うち5日未満 取得者数
職員数	653名	653名	0名
割合	100.0%	100.0%	0.0%

- ※年度途中の退職者と産休・育休者含まず。

年2回（4月と10月）の職員採用に向けて年間6回の選考を行い、令和2年10月に4名を新採用し、令和3年4月採用として21名の内定承諾を得た。

福祉専門学科のある高等学校からの採用に向け、津久井高等学校3年生向け見学会を実施し、1名の内定承諾を得た。職員紹介手当制度により2件の紹介届を受理した。

④ 「子育てママの会」の運営

令和2年10月26日、育児休業中のママ、子育てしながら働いているママパパなどを対象に、歓談しながら、法人の動向、職場復帰等の相談や出産・育児に関する情報交換等を行う「子育てママパパの会」をオンラインで開催し、6家族10名が出席した。

柱4 法人・園の安定的運営

① 法人事務局の移転・法人事務局総務課の業務執行体制の検討

法人事務局を厚木市下荻野から秦野精華園に移転し、10月1日から運営を開始した。同日、法人事務局総務課に新採用職員2名を配属した。職位の点から、法人事務局総務課と秦野精華園総務課との役割分担については継続課題となった。

② ICTを活用した効率的な業務運営

会議、研修、打合せ等におけるオンラインの活用を試行錯誤しながら取り組んだ。法人の意思決定に関わる法人運営会議では、厚木精華園で新型コロナのクラスターが発生したとき、厚木精華園長がWeb（ウェブ）によりリモートで参加したほか、協議事項に関連する法人事務局の課長が同様に参加した。

令和3年3月評議員会においても、外部理事・監事や法人職員はWebにより参加し、終始異常なく議事を終了することができた。

研修では、メンタルヘルス・ラインケア研修やハラスメント防止窓口研修においてオンラインでリアルタイムに研修を実施した。

法人の一大行事であるかながわ共同会人権フォーラム2020は、事前に動画を撮影してYouTube（ユーチューブ）で配信し、再生回数331回という数多くの視聴者を確保できた。

③ コンプライアンスの徹底

愛名やまゆり園の元園長の逮捕という不祥事を二度と起こさないよう、第五期中

期計画に位置付けた次の施策を実施した。

- ・法人運営の透明性の確保

令和2年4月から、元園長の辞任により欠員となった理事の職に次のとおり外部から人材を登用した。

(福) かながわ黎明会 理事兼くりのみ学園園長 今井 康雅 氏

- ・監事との連携強化

内部監査の結果を監事に報告した。10月9日の会計監査人と監事とのコミュニケーションにおいて、今後、監事が支援に関する内部監査に同行することとし、支援の改善を図っていくこととした。

- ・公正・透明な職場づくり

再スタートのため、4月1日の人事異動において愛名やまゆり園幹部（園長及び支援部長）の刷新を行った。

- ・犯罪に係る事故・不祥事防止研修

6月12日の階層別研修（幹部職）において、顧問弁護士の川島志保氏を講師として理事長はじめ幹部職員18名が受講した。また、常務理事を講師とするビデオを収録し、階層別研修（中堅・監督者）の教材とした。

④ 県との定例打合せの実施

定例打合せは、原則毎月1回、計12回の開催を予定していたが、令和2年度は津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園の非公募による指定管理者としての申請があったため、随時開催し、年間14回開催した。

⑤ 新型コロナウイルス対策の取組み

マスク着用、消毒、換気、検温等の体調管理等、新型コロナウイルス感染防止策の徹底に取り組んできた。国の緊急事態宣言や新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、帰宅、面会、短期入所、来訪者の制限、必要以外の外出等の制限等を行い、非接触型の検温器や消毒器、パーティション等の環境整備、消毒液、N95マスク、サージカルマスク、フェイスシールド、ガウンや使い捨ての手袋や食器などの備蓄にも取り組んだ。

職員に対して、感染防止研修やマスクやガウン等の着用の仕方、ゾーニングの方法等動画視聴による情報提供等の準備を行った。また、万が一、入所施設内でクラスターが発生した場合を想定し、感染者従事手当の創設と職員一人ひとりに対して持病や家庭状況等の調査を行った。

令和2年12月から令和3年1月にかけて厚木精華園でクラスターが発生した。保健所をはじめとする神奈川県や関係者の支えがあり、何より厚木精華園職員の献身的な取組みと法人各園からの応援等のバックアップもあり、1月14日に感染症対応を解除することができた。厚木精華園では詳細な報告書を作成し、法人内外での共有に努めた。

新型コロナウイルス緊急包括支援事業を活用し、職員に一人5万円の慰労金を支給し、感染防止に係る備品や環境整備を行った。

(2) 秦野精華園

柱1 利用者本位の支援

① 就労支援機能の充実と就労定着支援事業の安定化

秦野精華園チャレンジセンター（就労継続支援B型・就労定着支援事業）と希望の丘はだの（生活訓練・就労移行支援）が連携を図りながら、就労支援事業と職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業の更なる機能充実を図るとともに、就労定着支援事業の安定化に取り組んだ。また、令和2年度中に、新規事業として自立生活援助事業の開始を目指したが、手続等の関係で令和3年4月1日事業開始となった。

② 地域生活支援事業の充実と生活介護事業所の新規開設の検討

伊勢原市西部地区生活介護事業所「ひびた」は施設の老朽化、重度利用者の過ごしのスペースの確保が難しくなっているなどの理由から、令和2年11月末で伊勢原市神戸での事業を廃止し、同年12月に秦野精華園チャレンジセンターを多機能型施設（就労継続支援B型、就労定着支援事業、生活介護）へ変更し、「ひびた」の機能を入浴サービスも行える新規事業として移行する計画で準備を進めていた。しかし、コロナ禍の影響で、移行先としている旧授産棟を7月20日から令和3年3月31日までの期間、神奈川県の新型コロナウイルス罹患者受入れのケア付き宿泊療養施設として県へ貸し出すことになり、この移転計画を令和3年12月に1年延期することになった。

③ グループホーム事業の再構築

「令和2年度中の開設」予定で準備を進めてきた「第1生活ホーム」については依然、世話人の確保が難しい状況にあり、令和3年度以降の開設を見据えて、情報収集及び世話人の確保に取り組んだ。この取組みで、現在の世話人・支援員の配置で対応可能な「サテライトホーム」の設置が実施可能だと判断した。

サテライトホームについては、令和2年度に既に運用している他法人事業所への見学、秦野市との調整、利用者へのニーズ調査等を開始した。今後、物件の確保や支援体制の精査を実施し、「(仮称)第1サテライトホーム」の開設を目指す。

柱2 地域貢献と「ともに生きる社会」の実現

① 秦野市社会福祉協議会が実施する「地域公益事業」への協力の継続

秦野市社会福祉協議会等が設立した「はだの地域公益事業基金」を活用した「地域公益事業」に引き続き参画することで、協力の継続を予定していたが、新型コロナウイルス感染状況の影響を受けて、令和2年度の秦野市社会福祉協議会への地域公益事業会費納入は中止された。

柱3 人材の育成・確保と職員の処遇改善

① 「知的障害者ガイドヘルパー養成研修」による人材の確保

平成30(2018)年度から開始した「知的障害者ガイドヘルパー養成研修」を継続実施し、障がい者への理解促進を図るとともに、障害福祉サービスの担い手になる人材の育成を行う予定であったが、令和2年度は、新型コロナ情勢により「知的障害者ガイドへ

ルパー養成研修」を休講とした。

(3) 厚木精華園

柱1 利用者本位の支援

① 生活課運営体制の見直しと診療体制の強化

2ヶ月に1回のプロジェクト会議を開催し、利用者の機能低下、介護度、受診回数増加による職員不足等職員配置の課題が確認された。

機械浴設置場所や障害特性に応じた寮再編成またはハード面整備が必要で、生活3課居室改築工事に着手した。引き続きハード面での工夫については検討とし、最終結論を令和3年度に導きたい。

② 高齢知的障がい者への支援体制と共生型サービスの検討

2ヶ月に1回のプロジェクト会議を開催し、高齢化による健康面や身体機能の低下、介護保険への移行や障害特性・年齢に応じた住まいの確保等が課題として確認された。

令和2年度は共生型サービス導入の可能性を検討したが結論に至らず。引き続き検討とする。

③ 高齢化・重度化に対応したグループホームの新設

2ヶ月に1回のプロジェクト会議を開催し、新たなグループホームにおける職員配置と日中支援型グループホーム創設等を検討。職員配置を含む予算確保等課題山積であることを確認する。

(福)光友会湘南あっとほーむ・ひだまり(日中サービス支援型共同生活援助事業)を視察予定であったが、コロナウイルス感染予防のため次年度以降実施する予定。また、(福)すぎな会が令和3年10月開所予定の事業所にも見学依頼をする予定。

柱2 地域貢献と「ともに生きる社会」の実現

① 成年後見制度推進のための法人後見の実施

- ・法人プロジェクト会議を3回開催。
- ・成年後見事業実施団体(NPOはだの)を訪問・視察。
- ・厚木市成年後見制度利用推進協議会へ参画。

② 防災に関する地域連携

令和2年10月18日に厚木市と荻野地区自主防衛隊連絡協力会による防災訓練に職員1名が参加した。

③ 地域包括支援センターとの連携・協働による地域づくりの推進

令和2年4月1日より本格運営を開始。厚木市、地域包括支援センターを運営する(福)敬和会と当法人で運営状況について不定期で2回実施。その他現場打合せを2回実施。建物修繕箇所・敷地内環境整備・消防設備の取扱いなど共通理解を図

った。

(4) 愛名やまゆり園

柱1 利用者本位の支援

① 重度・重複障害、行動障害、医療的ケア等の専門的な支援と「にやりほっと」の完全実施

令和2年度は、入所者1名、通所者1名について、外部有識者を招き9月からコンサルテーション事業を3回実施した。利用者の特性を踏まえた支援から、より専門的に利用者にも支援者にもわかりやすい支援を組み立て、評価や改善を繰り返し実践した。

併せて11月から、別な外部有識者を招き、支援や居住環境に課題や閉塞感のある1名の入所者について2回実施した。コンサルテーションを受け、新たな気付きや視点から、支援方法等を考え実践した。

愛名やまゆり園から地域にある施設等へのコンサルテーションについては、コロナ禍ということもあり実践できていない。コロナ禍でも可能となるよう、外部の映像視聴研修を受講し、実施可能か継続検討している。

「にやりほっと」は、朝の全体連絡票で実施できているが、個人記録に反映することが難しいため、改めて個別記録の分類で「ニーズ」を複数選択するように指示した。

●にやりほっと

「にやりほっと」は「ヒヤリハット」の反対で、支援者が利用者のプラス面、できることや生活歴に目を向け、にやりとしたり、ほっとしたりしたことを記録する報告のこと。

② 「重度高齢化対策構想～10年安心プラン～」加齢や障害の重度化に伴う寮編成・生活環境等の見直し

令和2年4月7日に発令された第1回目の緊急事態宣言前から、入所者と通所者で分散して活動を続けた。コロナ禍で制限された生活や活動が続く中、運営会議、課長会議ごとに「愛名やまゆり園の段階的緩和の目安」の表を配布し、繰り返し検討等続け、面会や帰宅、外出や活動等の幅や内容を整理した。

加齢や障害特性に伴う身体の変化を鑑みて、生活様式、生活環境等を調査するため、「居室環境確認表」を策定し、9月第2週と11月第4週に他生活課の職員複数で調査を実施した。調査から判明した不具合等をできることから修繕し、生活環境等を改めた。

日中活動については、令和3年度に向け、寮長主任会議を中心にコロナ禍でも可能な範囲で取り組める活動等のアイデア出し、利用者のニーズ出しをした。

③ 愛名やまゆり園相談支援事業所の充実強化等

計画相談支援の契約件数、作成数、モニタリング数は横ばい傾向だが、令和2年度当初から、行動障害支援体制、要医療児者支援体制、精神障害者支援体制が取れ、計画相談支援を実施することにより基本報酬に加算請求した。併せてコロナ禍で件

数は多くないが、サービス提供時モニタリング加算についても、事業所訪問の際、記録に残し請求した。

厚木市障がい者相談支援センターの地区割の増が見送られたため、専従の相談支援専門員の増配置ができなかったが、第3期の厚木市障がい者基幹相談支援センター事業の受託ができ、発達障害相談担当の心理職を増配置できた。厚木市、愛川町、清川村から委託されている各種事業については、1事業で2回目の緊急事態宣言で実施数減となった。

④ 愛名やまゆり園における虐待認定

ア 概要

令和2年1月10日に厚木市から虐待として認定された事案について、虐待事案の事実確認、虐待行為に至った経緯及び愛名やまゆり園のガバナンス等を検証し、今後の再発防止策を検討するため、令和2年2月26日に愛名やまゆり園虐待事案検証委員会を設置・開催した。

イ 虐待事案検証委員会の設置・開催

(ア) 委員会メンバー

分野	氏名	役職等
法人施設利用者の家族	内田 喬久	秦野精華園家族会長
愛名やまゆり園第三者委員	大西 正晃	特定非営利活動法人かがやき会
学識経験者	山田 由美子	特定非営利活動法人サポートひろがり代表
障害福祉施設の事業に精通した者	上田 理	神奈川県知的障害施設団体連合会人権委員会委員長 (福) 宝安寺社会事業部ほうあんのぞみ所長
法人職員	(R2.3.22まで) 長谷川 正己 (R2.3.23から) 山田 智昭	秦野精華園支援部長 津久井やまゆり園支援部長

※令和2年3月31日付で園長の原田鉄也が退職し、後任に4月1日付で長谷川正己が就任した。そのため、法人職員の代表が3月23日の第3回委員会から変更となった。

(イ) 委員会の開催状況

回	開催年月日	議題
第1回	令和2年3月3日	・委員長の選出 ・施設概要説明・現場確認 ・事案の概要説明 ・今後の検証委員会運営について
第2回	令和2年3月13日	・事案の補足説明

		<ul style="list-style-type: none"> ・園内の会議体制について ・生活支援員の業務内容について
第3回	令和2年3月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・職員面接の説明 ・検証の項目（視点）について
第4回	令和2年5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの当該職員との面接内容について ・中間報告について
第5回	令和2年6月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・当該職員への手紙について ・再発防止に向けた対応策について
第6回	令和2年6月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・原因分析と再発防止策の検討
第7回	令和2年8月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・最終報告のまとめ

(ウ) 虐待予防計画の取組み

令和2年8月に委員会から提言された虐待予防計画に基づき、その計画の取組状況の確認及び進行管理を虐待防止委員会の中で実施した。

○虐待予防計画（行動計画）の内容

支援マニュアルの徹底	苦情受付関連
ア サービス管理者のスキルアップを図る	ア 苦情受付システムの再検討
イ 利用者支援、虐待予防、権利擁護に関してモニタリング会議、課会議の内容の見直しを図る	イ 職員から管理職への相談できる環境整備
ウ 支援方法・マニュアルの確認を定期的に行う	ウ 利用者自治会の運営
エ 「にやりほっと」報告の継続実施	エ 理事長への相談システムの構築
オ 人権等研修の実施	管理職と現場職員のコミュニケーション
カ 専門家の助言を取り入れる	ア 会議体制の見直し
キ 利用者満足度調査の実施	イ 職員から管理職への相談できる環境整備（再掲）
寮内環境の整備	ウ 管理職員の意識変化を図る
ア 寮内環境の整備	職場環境の整備
イ 労働安全衛生委員による定期的な点検	ア 外部の視点を入れる仕組み作り
ウ 外部の視点の導入	イ 法人内部監査の実施
	ウ 管理職からの発信

柱2 地域貢献と「ともに生きる社会」の実現

① 飯山地区における公益的な取組

保健所への届出の関係で、食堂、調理室等は貸し出せていない。道路を隔てたすぐ前に自治会館があるため、貸館のニーズは少ない。食事を提供する団体等に貸し出すには、多くの申請と毎月の検査等があるため難しい。

厚木精華園生活介護を通所利用している重症心身障がい者の方について、新型コ

コロナウイルス発生時に通所が休止となった際に、飯山地区日中活動支援センターで代替利用したり、入浴のみ利用できないか検討したが、時間や配置等が難しく実施できなかった。

柱3 人材の育成・確保と職員の処遇改善

① 権利擁護を意識した支援の専門職の育成と働きやすい職場づくり

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（平成30年6月、令和2年10月）」を、全職員に配布し、各種会議等で繰り返し支援部長から説明し、身体拘束はやってはいけないこと、やむを得ず行う場合は三要件を複数職員で検討・判断し、組織決定が必要なこと等を徹底した。

行動制限判定会議を令和2年8月に設置し、毎月、身体拘束ゼロに向けて、方法等の検討、解除や継続について組織決定した。行動制限の解除に向けた好事例を共有し、寮長が所属と違う寮の取組みを参考に所属寮で実践した。

自閉症スペクトラム障害、強度行動障がい児者支援の専門家である外部有識者を招き、年3回コンサルテーション事業を実施した。コロナ禍で動画等を用いて確認してもらい、助言、指導等を受けた。課題を抽出し、評価や改善を繰り返し行うことで、利用者の見立てから支援の実践に繋げ、評価、方法の変更等、支援の幅が広がった。

柱4 法人・園の安定的運営

① 省エネ対策の推進

平成31年4月からガス・コージェネレーションシステムを本格稼働し、2年が経過した。稼働前と比べると、電気・ガス・灯油の料金は約2割（560万円程度）の削減となっている。保守料を勘案すると7年後から採算が取れ始め、予算削減できる予定である。

(5) 津久井やまゆり園

柱1 利用者本位の支援

① 意思決定支援に関する普及・啓発

園内においては、新採用職員や内々定者、実習生等に対して意思決定支援の取組みの簡単な講義を実施した。また、外部団体の機関誌への原稿の協力、神奈川県の意味決定支援を普及するための動画に職員数名が出演することで協力を行った。

② 権利擁護の推進と虐待防止の推進

令和2年10月21日付け随時モニタリング実施結果を受け、更なる支援の質の向上につなげるため、利用者支援に取り組んできた。更に、津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園指定管理者申請要項に基づき、令和2年12月14日付けで「再発防止策と取組経過」を提出した。課題に対して真摯に向き合い、組織体制の強化を図りながら利用者中心の支援のあり方を再認識し、身体拘束に頼らない支援構築を目指し専門性を高めていく。

柱2 地域貢献と「ともに生きる社会」の実現

① 情報発信と津久井やまゆり園事件を風化させない取組み

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、8月～11月のみの設置となったものの月命日である26日に千木良園舎の正面入り口付近に献花台を設置した。神奈川県「ともに生きる社会かながわ推進週間」の献花台の設置についても、期間を短くしての設置となったが、引き続き県と協力して取り組んだ。

事件を風化させないため、献花の様子や献花台設置の中止について、法人のフェイスブックに掲載し情報発信を行った。

4 主な基本施策の取組状況

柱1 利用者本位の支援

(1) 指定管理施設の運営

神奈川県から指定管理を受けて、厚木精華園、愛名やまゆり園及び津久井やまゆり園の3園を運営した。

厚木精華園の施設入所支援は延べ35,848名で、前年度の36,410名と比較して562名減。生活介護は延べ31,732名で、前年度の32,134名と比較して、新型コロナウイルスの影響により402名減となった。短期入所は延べ500名で、前年度の911名と比較して、新型コロナウイルスの影響により411名減と大きく減少した。

愛名やまゆり園は、施設入所支援は延べ37,157名で、前年度の36,899名と比較して258名増、生活介護は延べ34,327名で、前年度の33,646名と比較して681名増と、ともに増加した。一方、短期入所は延べ3,148名で、新型コロナウイルスの影響により利用者数が減少したため、前年度の5,953名と比較して2,805名の大幅な減となった。

津久井やまゆり園の施設入所支援は延べ35,281名で、前年度の37,446名と比較して2,165名減、生活介護は延べ25,226名で、前年度の26,671名と比較して1,445名減と、いずれも減少した。津久井やまゆり園では新規入所はなく、5名が退所したが、4名がグループホーム（つくいホーム）へ、1名がアパートでの一人暮らしといずれも意思決定支援のプロセスを経て地域移行した。短期入所は延べ404名で、前年度の470名と比較して66名減と若干の減少にとどまった。

○令和2年度運営実績

(名)

園	事業	定員	実績	延べ人数
厚木	施設入所支援	110	102	35,848
	生活介護	140	130	31,732
	短期入所	2	—	500
愛名	施設入所支援	100	102	37,157
	生活介護	130	140	34,327
	短期入所	20	—	3,148
津久井	施設入所支援	114	96	35,281
	生活介護	114	96	25,226
	短期入所	空床型	—	404

※実績はR 3. 3. 31 現在、延べ人数はR 2. 4. 1～R 3. 3. 31。

○入退所の状況（実人員）

（名）

園	施設入所		日中活動（生活介護、就労等）	
	入所	退所	入所	退所
厚木	7	8	5	11
愛名	0	0	0	0
津久井	0	5	0	5
計	7	13	5	16

（２）法人直営事業の充実・強化

法人直営事業では、障害者総合支援法の理念実現と地域の福祉社会への貢献を目指した。また、各園において行政や関係機関等と連携してさまざまな福祉サービス事業を展開した。

秦野精華園は平成 29 年 4 月に県から移譲を受けて 4 年目となり、令和 2 年 4 月の希望の丘はだのの開所に合わせて組織再編を行った。

秦野精華園と希望の丘はだのを合わせた施設入所支援は延べ 30,512 名で、前年度の 30,827 名と比較して 315 名の減。同様に、生活介護は延べ 20,882 名で、前年度の 20,384 名と比較して 498 名の増となった。令和元年度は生活介護を利用される入所利用者の受入れの一時的な抑制を行っていたが、そこからの回復が見られた。短期入所は延べ 1,559 名で、前年度の 1,449 名と比較して 110 名の増となった。

●令和 2 年度運営実績

（名）

園	区分	事業	定員	実績	延べ人数		
秦野・希望	園	秦野精華園	施設入所支援	60	60	20,253	
		生活介護	60	60	14,946		
		短期入所	8	17	1,008		
	事業所	チャレンジセンター	就労継続支援 B 型	30	26	6,506	
			就労定着支援	—	14	132	
	園	ひびた	生活介護	20	19	3,908	
			希望の丘はだの	施設入所支援	40	28	10,259
				生活介護	30	23	5,936
				短期入所	2	9	551
				自立訓練	10	7	2,023
				就労移行支援	10	4	1,152
			事業所	今泉地区	共同生活援助	34	33
	平塚・大根地区	共同生活援助		45	44	15,485	
	ひまわり	生活介護		20	26	5,217	
		地域活動支援センター		10	9	1,534	
		日中一時支援	10	20	436		

		せいか	相談支援	—	143	234
厚木	事業所	ゆめホーム	共同生活援助	37 (1)	30 (8)	9,824 (35)
		とまと	生活介護	20	30	3,198
		ここから	相談支援	—	133	364
愛名	事業所	あいなホーム	共同生活援助	24 (1)	24 (1)	8,559 (39)
		飯山地区日中活動支援センター	生活介護	20	24	2,858
			放課後等デイサービス	10	16	811
		かえでの家	生活介護	20	26	3,898
			日中一時支援	10	3	40
		ひまわりの家	児童発達支援	20	32	2,821
			保育所等訪問支援	—	3	20
		しらゆり	就労継続支援B型	20	21	3,653
愛名やまゆり園 相談支援事業所	相談支援	—	75 (5)	185 (9)		
津久井	事業所	つくいホーム	共同生活援助	31	31	10,383
		ファンファン	生活介護	20	27	4,778
		そよかぜ	生活介護	20	29	4,363
		みらい	放課後等デイサービス	10	24	2,352
		ライフ (芹が谷)	相談支援	—	98	341
		ライフ (千木良)	相談支援	—	71	231

※相談支援は、計画相談のサービス等利用計画、モニタリングの障がい者（障がい児）の請求実績数。

●入退所の状況（実人員）

（名）

園	施設入所		日中活動（生活介護、就労等）	
	入所	退所	入所	退所
秦野	8	1		
希望	3	5	3	3
チャレンジセンター			4	4

（3）人権擁護・虐待防止の推進

法人の基本理念に人権擁護を掲げ、日々の利用者支援や施設運営に取り組んでいる。令和2年度も研修等を通じて、職員への制度の周知と理解、人権擁護の徹底を図った。

また、各園では人権委員会及び虐待防止委員会を開催し、人権擁護と虐待防止に向けて取り組んだ。

ア 法人全体

障害者虐待防止法について学びを深め、支援現場が直面する課題を解決する方法を探り、利用者目線に立った支援を実施できるようチームで取り組むことを目的とし、新たに全常勤職員を対象とした虐待防止研修を実施した。令和2年度は、社会

福祉法人育桜福祉会佐野氏による講義を行い、権利擁護・虐待防止の理解を深めた。
 利用者の人権・権利擁護への取組みを推進する法人人権委員会を3回開催した。

●虐待防止研修実績

内 容	講 師	開催回数	参加者数
「現場で考える虐待防止研修」 (障害者虐待の防止、障害者の養護者 に対する支援等に関する法律の基本的な理解、現場で考えたい利用者への虐待防止等)	社会福祉法人 育桜福祉会 佐野 良 氏	9回	428名

●犯罪に係る事故・不祥事防止研修（※階層別研修で実施）

内 容	講 師	開催回数	参加者数
・「他人事ではありません」 (不祥事といわれる出来事、虐待、支援の見直し、職場環境等) ・理事長ほか課長級以上の職員 ・動画視聴	弁護士 川島志保 氏	8回	62名
・「ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底」(事故・不祥事防止について) ・主任級までの職員 ・動画視聴	常務理事	3回	384名

イ 各園共通

- ・人権委員会・虐待防止委員会による取組み
- ・人権目標の設定と取組み
- ・人権チェックシートによる業務の振返り
- ・オンブズマン相談会の実施、第三者委員の活用
- ・利用者自治会活動の推進

●人権委員会・虐待防止委員会等の開催

	人権委員会、利用者自治会	虐待防止委員会
法人	人権委員会 3回	—
秦野・希望	人権研修委員会 6回 利用者自治会 6回	12回
厚木	人権委員会 12回 利用者自治会 12回 オンブズマン相談会 0回	12回
愛名	人権推進委員会 10回 オンブズマン相談会 0回	10回

津久井	あおぞら委員会	11回	12回
	利用者自治会	12回	

●人権・権利擁護に関する研修等実績

園	講師	開催回数	参加者数
秦野・希望	外部講師、 部課長等	50回 世話人・ヘルパー研修	360名
厚木		7回	41名
愛名		8回	52名
津久井		6月～随時（オンライン） 集合研修	全職員対象 58名

柱2 地域貢献と「ともに生きる社会」の実現

(1) 地域交流の推進

毎年、知的障がい者や園に対する理解を深めてもらえるよう、祭りやコンサートなど地域の住民や子どもたちが楽しく参加できるイベントを開催していたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外部への公開は全面中止となった。また、清掃活動や防犯パトロール等の地元自治会活動、関係機関・団体の行事・会合等に参加したが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、活動は縮小した。

●各園の祭り・コンサート等（外部に公開しているもの）

園	祭り・コンサート等
秦野・希望	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外部公開中止
厚木	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設関係者のみとし、外部参加は全面中止。
愛名	納涼祭とあいなまつりは、ともに新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設関係者のみとし、外部参加は全面中止。
津久井	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全面中止。

●各園の地域における活動の例

園	活動例
秦野・希望	自治会資源回収への参加（利用者自治会活動） 市内一斉美化清掃（利用者自治会活動）
厚木	地域の清掃活動、地域防災組織による防災訓練への参加 等
愛名	グループホームを拠点とした七夕イベント、ハロウィンパーティー 近隣保育園へ園内の畑で収穫した芋を届ける。
津久井	芹が谷 上永谷駅周辺清掃、地域ケアプラザサークル活動への参加、すこやかサービス（地域事業所向けの普通救命講習）

	千木良	普通救命講習会の企画、地域の清掃活動、赤い羽根共同募金活動
--	-----	-------------------------------

柱3 人材の育成・確保と職員の処遇改善

(1) 人材の確保

法人の安定的な運営のため、人材の確保に向けた採用活動を行い、令和2年4月1日付けで職員20名を採用した。この20名を含め、令和2年4月1日現在の法人の職員数は、正規職員、臨時的任用職員及び非常勤職員合わせて845名となった。令和2年度中にも採用選考を定期的を実施し、令和2年10月1日には4名の職員を採用した。

令和2年度の障がい者雇用は16名で、前年度の17名と比較して1名減となっている。障がい者雇用率は2.9%で、法定雇用率の2.3%（令和3年3月から2.2%⇒2.3%に変更）を上回っている。

●職員数（令和2年4月1日現在） (名)

所属	常勤		非常勤	計
	正規	臨任		
法人事務局	9		1	10
秦野・希望	78	5	190	273
厚木	93	7	68	168
愛名	130	3	73	206
津久井	121	6	61	188
計	431	21	393	845

●障がい者雇用（令和2年4月1日現在） (名)

秦野・希望	厚木	愛名	津久井	計
6	3	4	3	16

(2) 人材の育成

愛名やまゆり園元園長の不祥事を受けて、令和元年度に引き続いて犯罪に係る事故・不祥事防止研修を実施した。

重度障害者支援加算を取得するため、各園では職員の強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）の積極的な受講に取り組んだ。

●法人全体の主な研修

形態	名称
OJT	各園内研修（全職員対象）
OFF-JT	階層別研修（5階層・全常勤職員対象）11回
	虐待防止研修（全常勤職員対象）9回
	体験交流セミナー（全職員対象）1回
	四園交換研修（令和2年6月～令和3年2月・常勤職員対象）4名

SDS	人権フォーラム 21（全職員対象） 1 回
	研究活動援助事業（通年・全職員対象）
	e-ランニング「サポーターズカレッジ」の新規導入

※課題別研修（オープンセミナー年 2 回・全職員対象）は未実施。

●各園の主な研修等

園	主な研修等
秦野・希望	<ul style="list-style-type: none"> ・ネグレクトの基礎学習（中止） ・SST（ソーシャルスキルトレーニング）（中止） ・「記録の書き方」「てんかん発作への対応」研修（サポカレ活用）全 28 回 ・メンタルヘルス対応研修（全体研修 1 回及び個別受講） ・グループホーム世話人研修（サポカレ活用）全 42 回 ・ヘルパー研修（サポカレ活用）全 8 回
厚木	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者支援セミナー「高齢者を知る」の企画・運営（摂食嚥下、高齢者食事支援、高齢者の楽しみレクリエーション発表等） ・腰痛予防講習会 ・おむつのあて方研修 ・介護技術研修 ・人権擁護研修 ・メンタルヘルス研修 ・感染症予防 ・交通安全研修 等
愛名	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサルテーション ・医療的ケア・感染症予防実技研修（ガウンテクニック） ・感染症講義
津久井	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症研修予防研修会（園内：コロナウイルス関連） ・東戸塚記念病院市民公開講座（オンライン）『冬季に備える新型コロナウイルス対策』 ・強行地域生活サポート研修（園内および港南区内事業所向けに変更）『危機介入セラピューティックホールド』 ・サポーターズカレッジ『障害者虐待防止』 ・メンタルヘルス研修（オンライン）『ニューノーマルな日常を受け入れるために必要なストレスマネジメント』 ・安全運転講習会 ・園内コンサルテーション <ul style="list-style-type: none"> （a）各セクションからの相談、振り返り ・集合研修（オンライン）『支援の主人公はだれか？障害を持つ人が望む 15 の支援』

●犯罪に係る事故・不祥事防止研修（※階層別研修で実施）

・日時 令和 2 年 6 月 12 日、6 月 19 日、7 月 3 日

- ・場所 動画視聴
- ・講師 顧問弁護士 川島 志保 氏（川島法律事務所）
- ・受講者 62名（理事長ほか課長級以上の職員）
- ・日時 令和2年6月26日、7月13日、7月17日、8月21日、
8月28日、9月18日、9月25日、11月6日
- ・場所 動画視聴
- ・講師 常務理事
- ・受講者 384名（主任級までの職員）

●強度行動障害支援者養成研修受講状況（令和3年3月31日現在）

（名）

園	基礎研修	実践研修
秦野・希望	8 (28)	1 (11)
厚木	3 (29)	1 (11)
愛名	9 (81)	2 (19)
津久井	3 (69)	0 (9)

※（ ）は現時点での資格所持者数

●喀痰吸引研修受講状況（令和3年3月31日現在）

（名）

区分	厚木	愛名	津久井	計
対象者	1	3	0	4
指導看護師	5	5	0	10
第三号研修	61	53	48	162
第一・第二号研修	0	0	0	0

※指導看護師：介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者講習）を修了した看護師

第三号研修：指導看護師等による講義、演習等の一定の研修を受け、特定の者に対し医療的ケアを行うことができる。

第一号・第二号研修：国が実施する研修(委託)を受講することにより、不特定多数の者に対し医療的ケアを行うことができる。

(3) 職員処遇

ア 福祉・介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算の算定による賃金改善

令和2年度は、従来の福祉・介護職員処遇改善加算を算定し、一時金の支給による賃金改善及び同加算を人事考課の昇給分の一部に充当して賃金水準を維持するための取組みを行うとともに、令和元年10月に創設された福祉・介護職員等特定処遇改善加算を新たに算定する届出を行い、従来の加算による賃金改善とは異なる配分方法で算出した一時金の支給による賃金改善を実施した。

また、福祉・介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算の対象とならない職員についても、法人の自己資金により加算対象職員と同様の賃金改善を実施した。

イ 処遇改善の内容

(ア) 介護職員等特定処遇改善加算による賃金改善の実施

- ・実施時期 令和2年4月1日（支給日 令和2年12月15日）

(イ) 人材確保を推進するため職員紹介制度及び紹介手当の運用開始

- ・実施時期 令和2年4月1日

(ウ) 感染者対応従事手当の運用開始

- ・実施時期 令和2年8月19日

(エ) 津久井やまゆり園再編に伴う特別勤務地手当の見直し

- ・実施時期 令和3年8月1日

(4) 職員ほう賞

個人8名と4グループに対して職員ほう賞を実施し、令和3年3月31日に職員ほう賞授与式を開催した。ほう賞受賞者は、グループウェア「レインボーネット」に掲載して周知した。

(5) ボランティア等の受入れ

ボランティアは前年度の667名に対して627名で40名減、小・中学生等は前年度の23名に対して18名で5名減、実習生は前年度の49名に対して42名で4名減といずれも微減し、引き続き少ない人数となった。

●ボランティア等の受入れ (名)

園	ボランティア	小・中学生等	実習生
秦野・希望	145	18	10
厚木	100	0	11
愛名	186	0	16
津久井	196	0	5
計	627	18	42

柱4 法人・園の安定的運営

(1) 理事会・評議員会の運営によるガバナンスの強化

理事会を計9回（うち決議の省略3回、報告の省略1回）、評議員会を計3回開催し、事業計画・事業報告、予算・決算等を審議・決議した。津久井やまゆり園の管理に関する基本協定書の変更や、津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園の指定管理者申請にかかる決議等により事業計画の予定より回数が増加した。また、新型コロナウイルス感染防止の観点から、令和3年3月の評議員会はウェブ会議システム（Zoom）を活用して開催した。

●理事会・評議員会開催状況

会議	区分	開催年月日	開催場所
①令和2年6月理事会	定時	令和2年6月4日	厚木精華園
②令和2年6月8日理事会	臨時	〃 6月8日	（報告の省略）

③令和2年6月10日理事会	臨時	〃 6月10日	(決議の省略)
④令和2年6月19日理事会	臨時	〃 6月19日	(決議の省略)
①令和2年6月定時評議員会	定時	〃 6月22日	アミューあつぎ
⑤令和2年8月理事会	臨時	〃 8月19日	アミューあつぎ
⑥令和2年9月理事会	臨時	〃 9月7日	(決議の省略)
⑦令和2年11月理事会	定時	〃 11月26日	アミューあつぎ
⑧令和2年12月理事会	臨時	〃 12月4日	プロミティあつぎ
②令和2年12月評議員会	定時	〃 12月7日	アミューあつぎ
⑨令和3年3月理事会	定時	令和3年3月4日	秦野精華園
③令和3年3月評議員会	定時	〃 3月17日	秦野精華園 (一部 Web)

※○数字は、理事会・評議員会別の開催回数。

(2) 監査

ア 県の指導監査

令和2年度に津久井やまゆり園の指導監査が行われる予定であったが新型コロナウイルス感染症拡大の影響により翌年度に先送りされた。また、愛名やまゆり園愛川町指定生活介護事業所「かえでの家」の現地指導が行われる予定であったが津久井やまゆり園と同様の理由により現地指導は行われず、その代替措置として資料による運営状況等の確認が行われた。

イ 監事監査

監事は、令和2年5月15日に令和元年度事業報告に関する監査を、5月29日に令和元年度決算に関する監査を実施し、それぞれ理事長に報告した。

(3) 各種会議・委員会

法人の諸課題に対応し、計画的で着実な法人運営を行うため、意思決定会議として法人運営会議（旧・園長会議）と法人危機管理対策本部会議、調整会議として法人拡大運営会議（旧・四園会議）等を開催するほか、諮問委員会、運営委員会、職種別委員会、特命課題委員会を設置・開催した。

このほか、法人のプロジェクトとして、法人後見の活用等に関する検討プロジェクト会議を開催した。

●各種会議・委員会の開催状況

区 分	名 称
意思決定会議	法人運営会議 (48)、法人危機管理対策本部会議 (8)
調整会議	法人拡大運営会議 (3)、総務部長会議 (9)、総合支援部長会議 (5)
諮問委員会	財務状況検討委員会 (4)、人事考課制度あり方検討委員会 (6)
運営委員会	法人人権委員会 (3)、法人研修委員会 (4)、法人情報ネットワーク委員会 (3)

職種別委員会	会計担当者会議 (3)、給与担当者会議 (3)、CW・相談支援従事者会議 (4)、GH担当者会議 (3)、看護担当者会議 (3)、心理担当者会議 (3)
特命課題委員会	経営戦略会議 (4)、危機管理委員会 (6)
プロジェクト	法人後見の活用等に関する検討プロジェクト会議 (3)

※ () は開催回数。

(4) 適正な経理処理と収支の均衡

ア 会計監査

計監査人である監査法人アシストは、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及びその附属明細書並びに財産目録等の令和元年度決算に係る資料の法令に基づく会計監査の結果を、令和2年5月29日に理事長及び監事に対し報告した。

また、財務会計に係る事務処理体制や内部統制の整備状況等確認のため、令和2年8月から令和3年5月にかけて法人事務局及び各園を巡回し、会計監査を実施した。

イ 会計専門家による経理支援

外部の会計専門家と経理支援に関する業務委託契約を締結し、巡回指導またはウェブ上での会計システムデータの精査により、適正な会計処理及び財務諸表作成のための会計管理体制の整備に努めた。

ウ 内部監査

各園の総務部長が法人事務局及び各園を巡回し、会計管理体制等の点検を実施した。なお、令和2年度は四半期に1回の実施を計画していたところ、新型コロナウイルス感染症の影響により3回の実施となった。また、各園の支援部長による内部監査を愛名やまゆり園及び津久井やまゆり園で実施し、施設内の環境や日頃の支援状況等の点検を実施した。特に、向上している面にも着目し、職員に対してねぎらいや感謝を伝えることを意識的に取り組んだ。

会計と支援それぞれの監査結果を監事に報告し、コンプライアンスの徹底及びより質の高い支援体制の整備のため、監事との連携強化を図った。

エ 重度障害者支援加算の確保

障害福祉サービス等報酬のうち、「強度行動障害支援者養成研修」の研修修了者が算定要件とされる重度障害者支援加算取得のため、令和2年度は職員に当該研修を精力的に受講させ、法人全体で本加算による収入の確保に努めた。

オ 津久井やまゆり園における個別支援計画未作成減算について

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第177号）第18条第8項の規定では、施設障害福祉サービスに係る個別支援計画について、少なくとも6ヶ月に1回以上、計画の見直しを行うものと定めている。

令和2年9月16日に実施された津久井やまゆり園に対する相模原市の実地指

導では、施設入所支援及び生活介護の個別支援計画について、利用者による同意の押印が遅れたため、結果として6ヶ月に1回以上、見直しが行われていないこと（未作成）になる事例があると指摘された。これを受けて園が調査したところ、平成27年度から令和2年度までの間に延べ154件の個別支援計画について未作成減算をせずに介護等給付費を請求していたことが判明したため、約860万円の介護等給付費を相模原市に返還することになった。

今後の再発防止策として、見直しの際の利用者による同意の押印が遅延しないよう徹底するとともに、見直しの時期が集中しないよう、個別支援計画の作成時期を分散させることなどについて検討していく。

●未作成減算の内訳

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	計
件数(件)	5	23	48	39	35	4	154
金額(千円)	59	345	722	3,570	3,483	407	8,590

※H27年度～H29年度は5%減算、H30年度～R2年度は1～2ヶ月目30%減算、3ヶ月目以降50%減算。

金額は、千円未満切捨てで記載しているため、各年度の金額を合計しても計と合わない。

(5) 防災・防犯対策の充実・強化

ア 法人総合防災・防犯訓練の実施

令和2年9月の訓練では自然災害を想定し、11月の訓練では不審者侵入を想定して訓練を実施した。防災訓練では、各園で簡易トイレの設営訓練を実施した。防犯訓練では、津久井やまゆり園は主に不審者来訪時の通報訓練を中心とした訓練内容とした。これまで秦野精華園は地元の秦野警察署と、厚木精華園と愛名やまゆり園は地元の厚木警察署と連携した訓練をしていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、秦野精華園と厚木精華園は自施設にて行った。愛名やまゆり園は、厚木警察署員が来園予定であったが、当日に厚木警察署のご都合で来園できなくなり、園内で実施した。

<令和2年度第1回法人総合防災・防犯訓練>

- ・日時 令和2年9月1日
- ・想定 東海、東海南、南海の3地震同時発生に伴う壊滅的被害の発生
- ・訓練内容
 - ①地震発生時の初動対応訓練（シェイクアウト等）
 - ②アルソック安否確認サービスの配信・返信訓練
 - ③防災無線活用訓練
 - ④法人災害対策本部及び各園災害対策本部設置訓練
 - ⑤応援職員派遣訓練
 - ⑥災害用トイレ設営訓練 他

＜令和2年度第2回法人総合防災・防犯訓練＞

- ・日時 令和2年11月27日
- ・想定 不審者侵入
- ・訓練内容
 - ①アルソック安否確認サービスの配信・返信訓練
 - ②防災無線活用訓練
 - ③まもるっくの使用方法の確認
 - ④不審者来訪時の園内通報（放送等）及び警察通報訓練
 - ⑤防犯カメラの操作方法の確認訓練

イ 各園の防災・防犯に関する訓練・研修

各園では、毎月、通報訓練や避難訓練などの防災又は防犯に関する訓練あるいは研修等を実施し、災害及び犯罪の発生に備えている。

ウ 災害用トイレについて

災害発生の際、断水等によりトイレが使用できない状況を想定し、避難所等のトイレ等について、危機管理委員会を中心に情報収集に取り組み、9月の訓練で、実際に現在各園に備蓄してある災害用のトイレの設営訓練を実施した。実際の災害時に使用することを考えると、マンホール型トイレ以外は実用的ではないとの感想が聞かれたため、厚木精華園では令和2年度にマンホール型トイレを購入した。

(6) リスクマネジメントの強化

リスクマネジメント委員会等のリスクマネジメント体制のもと、ひやりはっと報告を集計、分析し、職員に周知するとともに、各セクションでの取組事例等を報告することにより、怪我や事故等に対する意識や気づきの力を高め、リスクの回避または低減を図るリスクマネジメントの取組みを強化した。令和2年度リスクマネジメントセミナーは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施できなかった。

ア 事故報告

令和2年度の事故報告数は全体で218件で、前年度の206件と比較して12件の増となっている。事由別ではやけど・傷・打撲等が最も多く、次いで飲ませ忘れ・飲みこぼし、骨折の順となっている。また、園別では厚木精華園が85件で、前年度と比較して10件の増となり、最も多くなっている。

●事故報告数

(件)

園	報告数	怪我		誤与薬		病気入院 ・死亡	その他
		骨折	やけど、傷、 打撲等	飲ませ 間違い	飲ませ忘れ 飲みこぼし		
全体	218	26	66	14	43	10	59
秦野・希望	39	4	6	2	8	1	18

厚木	85	6	22	10	28	4	15
愛名	45	9	14	1	4	1	16
津久井	49	7	24	1	3	4	10

イ ひやりはっと報告

令和2年度のひやりはっと報告数は全体で2,392件で、前年度の2,649件と比較して257件の減となっている。事由別では負傷が最も多く、次いで服薬、物品紛失の順となっており、昨年度と同様である。また、園別では愛名やまゆり園が昨年度の913件から757件へと156件減少した。

●ひやりはっと報告数

(件)

園	報告数	負傷	服薬	誤嚥	誤飲	物品破損	物品紛失	所在不明	医療	その他
全体	2,392	972	324	143	89	130	222	120	57	335
秦野・希望	704	183	81	47	26	61	104	64	22	116
厚木	444	180	96	23	11	17	26	11	21	59
愛名	757	350	80	42	34	34	79	37	8	93
津久井	487	259	67	31	18	18	13	8	6	67

ウ 苦情・要望報告

令和2年度の苦情・要望報告数は全体で8件で、前年度の10件と比較して2件の減となっている。また、園別では愛名やまゆり園が4件と最も多く、すべてサービス内容に関する苦情・要望だった。

●苦情・要望報告数（令和2年4月～令和3年3月）

(件)

園	職員接遇	サービス内容	施設・設備	被害・損害	その他	合計
全体	2	4		1	1	8
秦野・希望	1				1	2
厚木	1			1		2
愛名		4				4
津久井						

(7) 家族会・後援会との連携

家族会については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止が相次ぎ、愛名やまゆり園は役員会のみとなった。

また、後援会についても、愛名やまゆり園と津久井やまゆり園は書面による開催となった。

●家族会の開催

園	開催回数
秦野・希望	5回（年間9回土曜日開催。4、6、1、2月中止）
厚木	2回（原則毎月1回土曜日開催。4、5、6、9、11、12、2月中止）
愛名	0回（原則毎月1回第三土曜日開催）平日役員会のみ
津久井	6回（原則毎月1回第三土曜日開催。4、5、1、2月中止）

●後援会の開催

園	開催回数
秦野・希望	5回
厚木	1回
愛名	1回（書面開催）
津久井	1回（書面総会）